

清須市放置自動車の対応について

○清須市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

(調査等)

第10条 (1～3項 略)

4 市長は、放置自動車の状況その他の事項を調査したときは、当該放置自動車に警告書を貼り付けることができる。

(廃物認定)

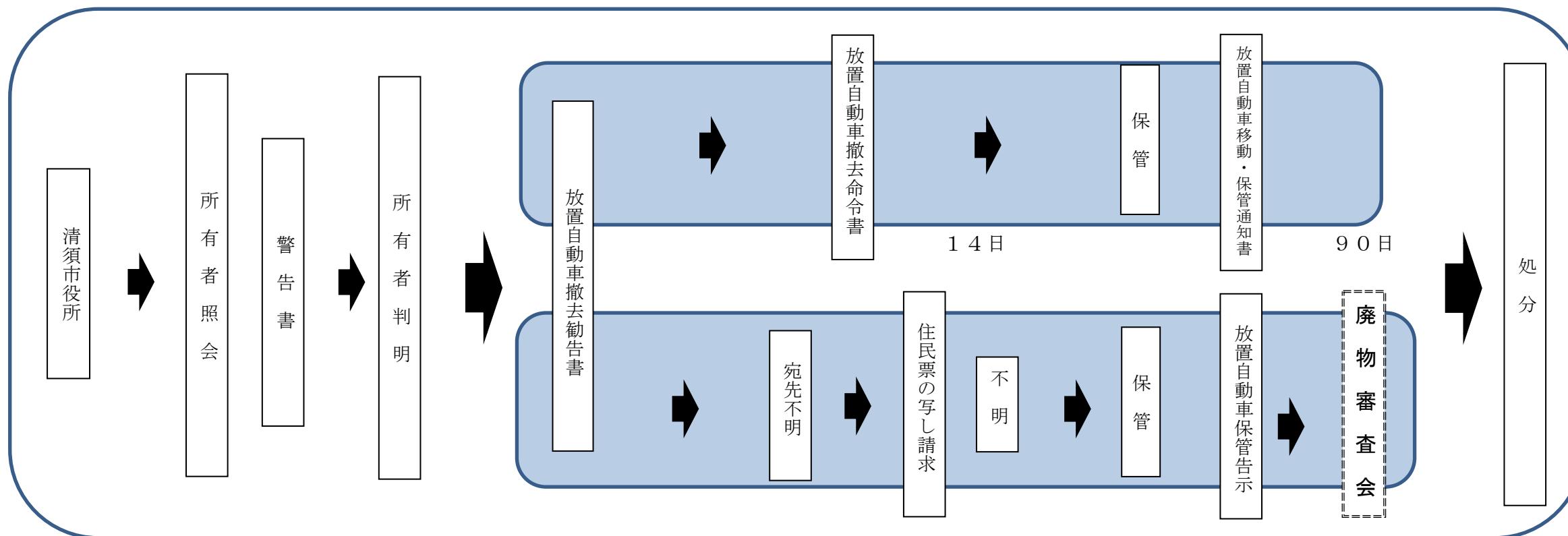
第14条 市長は、第10条第1項の規定による調査を行ったにもかかわらず、所有者等が判明しない放置自動車について、同条第4項の規定による警告を行った後、相当の期間を経過しても、なお撤去されないときは、当該放置自動車を、第20条に規定する審査会の判定を経て、廃物として認定することができる。

2 市長は、前項の規定により放置自動車を廃物として認定しようとするときは、あらかじめ当該放置自動車を保管場所に移動し、保管するものとする。

(処分等)

第16条 市長は、第14条第1項又は第4項の規定により放置自動車を廃物として認定したときは、あらかじめ処分等する旨を告示し、処分等することができる。

●清須市放置自動車事務フロー（処分まで）



※廃物審査会において、廃物認定できない場合は保管した日から起算して90日後に処分することが出来る。